

議第 37 号 呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（平成 27 年厚生労働省令第 152 号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例の内容

婦人保護施設の長の資格要件について、「30 歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に 3 年以上従事したものであること。」としていますが、施設を運営する能力には、「30 歳以上」という年齢要件は必ずしも必要でないことから、年齢要件を廃止します。

【参考】

・ 婦人保護施設

もともとは売春を行うおそれのある要保護女子を収容保護することを目的とする施設です。しかし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の制定により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されたことなどから、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性も保護の対象となっています。

3 市の考え方

国の基準に変更のあった項目は「従うべき基準」です。本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準としています。

【参考】

・ 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

改正前	改正後
(施設長の資格要件) 第 9 条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要	(施設長の資格要件) 第 9 条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要

件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事
(法第19条第1項の社会福祉主事をいう。)の資格を有するもの又は社会福祉事業(法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。)若しくは更生保護事業(更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第1項に規定する更生保護事業をいう。)に3年以上従事したものであること。

(2)・(3) (略)

件を満たすものでなければならない。

(1) _____社会福祉主事
(法第19条第1項の社会福祉主事をいう。)の資格を有するもの又は社会福祉事業(法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。)若しくは更生保護事業(更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第1項に規定する更生保護事業をいう。)に3年以上従事したものであること。

(2)・(3) (略)